

改 正 案			現 行		
（物資の収用等に伴う損失補償申請書等の様式） 第八十六条の二十三（略） （各障害等級に該当する身体障害） 第八十六条の二十四 令第四百四十条において読み替えて準用する災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第十一条第二項に規定する防衛省令で定める各障害等級に該当する身体障害は、当分の間、障害扶助金の例による。 第八十六条の二十五、第八十六条の二十九（略） （準用） 第八十六条の三十 第八十六条の六から第八十六条の八まで、第八十六条の九第一項、第八十六条の十三から第八十六条の十五まで、第八十六条の十七から第八十六条の十九まで、第八十六条の二十一から第八十六条の二十三まで及び第八十六条の二十六から第八十六条の二十九までの規定は、法第百三条の第二項又は第二項の規定により土地を使用し、又は立木等を移転し、若しくは処分する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			（物資の収用等に伴う損失補償申請書等の様式） 第八十六条の二十三（略） （新設） 第八十六条の二十四、第八十六条の二十八（略） （準用） 第八十六条の二十九 第八十六条の六から第八十六条の八まで、第八十六条の九第一項、第八十六条の十三から第八十六条の十五まで、第八十六条の十七から第八十六条の十九まで、第八十六条の二十一から第八十六条の二十三まで及び第八十六条の二十五から第八十六条の二十八までの規定は、法第百三条の第二項又は第二項の規定により土地を使用し、又は立木等を移転し、若しくは処分する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

別表第二十二 (第八十六条の二十五関係)	(鑑)	別表第二十二 (第八十六条の二十四関係)	(鑑)
別表第二十三 (第八十六条の二十六関係)	(鑑)	別表第二十三 (第八十六条の二十五関係)	(鑑)